機能強化型サービス利用支援費について

令和5年5月30日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

作成者　益留

標記の件、機能強化型サービス利用支援費について簡易的に説明しています。概要を分り易くするために割愛した部分もありますのでご留意ください。

●計画相談支援・障害児相談支援における定義

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 専従 | 兼務 |
|  |  | 当該事業所の勤務時間帯に  「その職種以外の職務」に  従事しない | 当該事業所の勤務時間帯に  「その職種以外の職務」に  従事する |
| 常勤 | 当該事業所において定められ  ている「常勤の従業者が勤務す  べき時間」に達している | 常勤・専従 | 常勤・兼務 |
| 非常勤 | 当該事業所において定められ  ている「常勤の従業者が勤務す  べき時間」に達していない | 非常勤・専従 | 非常勤・兼務 |

●共通事項

以下の項目は機能強化（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定要件として共通事項になります。

・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的に開催

・当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を終了した相談支援専門員の同行による研修の実施

・基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制の整

　備

・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

・１月間の相談支援専門員１人当たりの取扱件数（前６月平均）が４０件未満であること

●機能強化（Ⅳ）　本計画（1,522単位⇒1,622単位）　モニタリング（1,260単位⇒1,360単位）

サービス利用支援費（通称、本計画）、継続サービス利用支援費（通称、モニタリング）の基本報酬が100単位引き上げになります。

［算定要件］

常勤・専従を1名、常勤・専従（または非常勤・専従）を1名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●機能強化（Ⅲ）　本計画（1,522単位⇒1,672単位）　モニタリング（1,260単位⇒1,410単位）

サービス利用支援費（通称、本計画）、継続サービス利用支援費（通称、モニタリング）の基本報酬が150単位引き上げになります。

［算定要件］

常勤・専従を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●機能強化（Ⅱ）　本計画（1,522単位⇒1,764単位）　モニタリング（1,260単位⇒1,513単位）

サービス利用支援費（通称、本計画）、継続サービス利用支援費（通称、モニタリング）の基本報酬が各々242単位、253単位引き上げになります。

［算定要件］

常勤・専従を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

24時間常時連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保が求められます。

●機能強化（Ⅰ）　本計画（1,522単位⇒1,864単位）　モニタリング（1,260単位⇒1,613単位）

サービス利用支援費（通称、本計画）、継続サービス利用支援費（通称、モニタリング）の基本報酬が各々342単位、353単位引き上げになります。

［算定要件］

常勤・専従を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

24時間常時連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保が求められます。

単独事業所で要件を満たせない場合（協働体制における人員配置）

●協働体制の要件

参照「複数事業所の協働による体制の確保について」「機能強化型サービス利用支援費に関するQ&A集」

●機能強化（Ⅲ）

常勤・専従を1名以上配置した事業所が２箇所以上、協働体制を確保し、内１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●機能強化（Ⅱ）※２事業所の場合

常勤・専従を1名以上配置した事業所と常勤・専従を２名以上配置した事業所が協働体制を確保し、内１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●機能強化（Ⅱ）※３事業所の場合

常勤・専従を1名以上配置した事業所が3箇所以上、協働体制を確保し、内１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●機能強化（I）※１事業所の場合

常勤・専従を1名以上配置した事業所が4箇所以上、協働体制を確保し、内１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●機能強化（I）※2事業所の場合

常勤・専従を1名以上配置した複数事業所が協働体制を確保し、常勤・専従の相談支援専門員の配置人数が４名以上であり、内１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることが求められます。

●協働体制における体制加算の取り扱い

「主任相談支援専門員配置加算」「行動障害支援体制加算」「要医療児者支援体制加算」「精神障害者支援体制加算」の適用範囲について問い合わせしております。判明次第、ご報告いたします。

以上